

平成30年3月19日環地温発第18031921号  
改正 平成31年3月29日環地温発第19032930号  
改正 令和2年4月1日環地温発第2004016号

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、建築物等におけるZEB化等、レジリエンス強化等の促進、及び多様な業務用施設等の省CO2改修を促進し、ひいては業務その他部門の大幅な脱炭素化の実現に寄与することを目的とする。

### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1欄及び2欄に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### 第3 補助金の交付事業

#### （1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。なお、間接補助金の交付額の算定において、補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### （2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

##### （1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地

方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ 地方公共団体

コ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(2) ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ 地方公共団体

コ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 既存建築物における省CO2促進事業

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

キ 地方公共団体

ク 個人（ア～カと共同申請する者に限る）

ケ 大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(4) 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項の規定に基づき、宿舎事業を執行する者

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、環境

- 大臣の認可を受けて宿舎事業を執行する者  
ウ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）

(5) 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業

- ア 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者  
イ 下水道管理者（下水道処理場における事業に限る）  
ウ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知  
イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営  
ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）  
エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督  
オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応  
カ 間接補助事業者から得られた情報のとりまとめ、分析及び広報活動  
キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条並びに第17条に準じた事項並びに事業報告書等の提出その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

#### 第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

## 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

### 附 則

- 1 この実施要領は、平成30年3月19日から施行する。
- 2 この実施要領の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成29年度業務用施設等における省CO<sub>2</sub>促進事業及び平成29年度上下水道システムにおける省CO<sub>2</sub>化推進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成29年度業務用施設等における省CO<sub>2</sub>促進事業及び平成29年度上下水道システムにおける省CO<sub>2</sub>化推進事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

### 附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、2019年度（平成31年度）予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

### 附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この実施要領による規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和元年度業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和元年度業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。